

令和5年度福井県農政連臨時総会次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議長選任
5. 議事録署名人選任並びに書記任命
6. 議事
 第1号議案 規約の一部改正に関する件(案)
7. 閉 会

第1号議案 規約の一部改正について(案)

農政連の支部組織機構の改革による規約の改正と別表1の改正及び規約の標題等の追加。

昭和33年に設立された福井県農村建設政治連盟(農政連)は、設立時より県下8支部体制で活動を行ってきました。今回、設立より65年間継続してきた支部体制を、市・町毎の支部体制に改正します。設立時よりの農業・農村の発展を図るという基本理念は変わりませんが、その間、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しました。

設立時には県下農協数は181農協、農業者数も6万9000人を数えていましたが、現状は県下2農協、農業者も16,058名、出荷農業者数は9,946戸に減少しています。同時に、農政連の盟友数も昭和48年の48,491戸から、令和5年では23,692戸に半減しています。

このことは、農業従事者の高齢化及び後継者不足により、集落営農組織や担い手、農業法人への農地の集積が進んでいることが要因です。

農政連活動も時代の変化の中で大きく変わってきています。それまでの食料増産時代の米価の要求運動から、昭和46年の生産調整が始まった頃、平成7年には食料管理法が廃止され、平成13年には米価審議会も廃止され、完全な自由競争で米価が決まる現状の中で、行政への要望も変化しています。

特に、地域の環境保全に大きく貢献している地域の農村を守る活動や、地域での農地を守る担い手、集落営農組織、農業法人等の経営維持を支える行政の取り組みが強く求められています。平野部と中山間地等、農政課題も異なります。

今回の組織改革により、よりコンパクトに地域に密着した活動の中で、農政連活動が盟友に見える形の組織改革を行い、支部・分会活動の活性化と、さらなる盟友数の加入増加を図っていくことを目的とします。

規約の一部改正について

変更理由 機構改革による条文の追加、変更及び表題の追加・字句等の修正

福井県農政連規約(案)	福井県農政連規約(旧)	
<p>(名称) 第1章 総 則</p> <p>第1条 本連盟は、福井県農政連と称する。 (事務所) 第2条 本連盟の事務所を、福井市大手3丁目2番18号 福井県農業会館に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本連盟は<u>福井県農業の発展と自らの地位向上を図るため強力なる政治活動を行うことを目的とする。</u></p> <p>(会員) 第2章 組 織</p> <p>第4条 本連盟は、趣旨に賛同する福井県農業者をもって組織する。 (組織機構) 第5条 本連盟は、別表1「福井県農政連組織機構」に記載のとおり、市町毎に支部、それぞれ別の区域を置き、区域内の会員をもって組織する。 ② 支部の正副支部長等は総会前に決定し、会長に報告しなければならない。</p> <p>(事業) 第3章 事 業</p> <p>第6条 本連盟は第3条の目的達成のため下記の事業をおこなう。 (1) 農政確立のための政治活動に関する事項 (2) 農業者の共同組織の強化拡充に関する事項 (3) 農業者個々の政治意識の高揚と統一結集に関する事項 (4) 農政問題の調査研究情報収集提供に関する事項 (5) その他目的達成のための必要な事項</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(追加) 第1条 本連盟は福井県農政連と称する。 (追加) 第2条 本連盟の事務所を、福井市大手3丁目2番18号 福井県農業会館に置く。 (追加) 第3条 本連盟は<u>県下農業者が団結し、自らの地位向上を図るため強力なる政治活動を行うことを目的とする。</u></p> <p>第2章 組 織</p> <p>(追加) 第4条 本連盟の趣旨に賛同する福井県農業者をもって組織する。 (追加)</p> <p>第3章 事 業</p> <p>(追加) 第5条 本連盟は (追加) 目的達成のため下記の事業をおこなう。 (1) 農政確立のための政治活動に関する事項 (2) 農業者の共同組織の強化拡充に関する事項 (3) 農業者個々の政治意識の高揚と統一結集に関する事項 (4) 農政問題の調査研究情報収集提供に関する事項 (5) その他目的達成のための必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標題の追加 ・ 標題の追加 ・ 標題の追加 ・ 字句修正 ・ 標題の追加 ・ 字句修正 ・ 標題の追加 ・ 旧の第11条より移行 ・ 標題の追加 ・ 字句修正

<p>(幹事会)</p> <p>第15条 本連盟の執行機関として幹事会を置き、会長、副会長及び幹事、会計責任者、監査委員は幹事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>幹事会は、会長・副会長・会計責任者で構成する常任幹事会を設置できる。</p> <p>② 次の事項は、幹事会において決定する。</p> <p>(1) 本連盟の事業を遂行するための方針に関する事項</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) 規程の改廃</p> <p>(4) その他会長が必要と認めた事項</p> <p>③ 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席し、出席した幹事の過半数で決する。(支部長会)</p> <p>第16条 本連盟の支部を統括する機関として支部長会を置き、各支部の支部長で構成する。</p> <p>② 支部長会は、支部を単位とする活動を通じ、会員の意見反映を図る役割を果たすとともに、幹事会の運営を補佐する。</p> <p>(役員数)</p> <p>第17条 本連盟に下記の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td>会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>(役員数の選任)</p> <p>第18条 役員は総会において、会員(盟友)、J A福井県五連役員の中から選任する。</p> <p>② 役員の選任に関する議案は、会長が事前に幹事会において候補者を選考し、これを総会に提出する。</p> <p>③ 役員は、総会決議後直ちに幹事会を開催しなければならない。</p>	会長	1名	副会長	若干名	会計責任者	1名	幹事	若干名	監査委員	2名	<p>(追加)</p> <p>第7条 本連盟の執行機関として幹事会を置き、会長、副会長、及び幹事、会計責任者及び監査委員で構成する。(追加)</p> <p>幹事会は、会長・副会長・会計責任者で構成する常任幹事会を設置できる。</p> <p>(追加)</p> <p>第8条 本連盟に下記の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td>会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>若干名</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>第9条 役員は総会において代議員、正副支部長の中から選出する。ただし、正副会長は会員(盟友)の中から選出することができる。また、J A県連合会役員が会長、副会長の中に構成員として入ることができる。</p> <p>(追加)</p> <p>第9条 役員は総会において代議員、正副支部長の中から選出する。ただし、正副会長は会員(盟友)の中から選出することができる。また、J A県連合会役員が会長、副会長の中に構成員として入ることができる。</p>	会長	1名	副会長	若干名	会計責任者	1名	監査委員	2名	幹事	若干名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標題の追加 ・ 幹事会の記載を追加 ・ 監査委員の削除 ・ 標題の追加 ・ 支部長会の記載を追加 ・ 章(役員)を追加 ・ 標題の追加 ・ 記載順の入替 ・ 記載順の入替 ・ 標題の追加 ・ 役員選任の記載を追加 ・ 字句修正等 ・ 役員の選任の記載を追加 ・ 役員選考規程によらない選考を追加
会長	1名																					
副会長	若干名																					
会計責任者	1名																					
幹事	若干名																					
監査委員	2名																					
会長	1名																					
副会長	若干名																					
会計責任者	1名																					
監査委員	2名																					
幹事	若干名																					

<p>④ 幹事会において、会長1名を選任し、選任された会長は、副会長、副委員長、会計責任者、監査委員を指名して、承認を得る。</p> <p>(役員の補欠選任)</p> <p>第19条 役員の一部又は一部が欠けた場合の補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。ただし、欠員が役員定数の3分の1未満であるとき、もしくは、役員に欠員が生じた時が、役員の任期満了前3カ月以内である時は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第20条 役員は任期は3カ年とする。ただし再選は妨げない。なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第21条 会長は本連盟を代表し、業務を統理する。</p> <p>② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>③ 幹事は業務執行方針を審議し、業務を掌握する。</p> <p>④ 会計責任者・監査委員は会計を監査する。</p> <p>(相談役、顧問及び参与)</p> <p>第22条 本連盟に相談役、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>② 相談役、顧問及び参与は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第23条 本連盟を処理するための事務局を置く。</p> <p>② 事務局長1名並びに書記若干名は、会長が任命する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標題の追加 ・ 補欠選任の記載を追加 <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標題の追加 ・ 補充役員の任期を追加 <p>第10条 役員は任期は3カ年とする。ただし再選は妨げない。(追加)</p> <p>第11条 本連盟は次の8支部と、旧JA区域に分会を置き、区域内の会員をもって組織する。(高志、坂井、大野、今立、丹生、南条、二州、若狭)</p> <p>第12条 代議員は各分会毎に2名とし、100名を超える毎に、さらに1名を選出しその任期は3カ年とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>(追加)</p> <p>第13条 会長は本連盟を代表し、業務を統理する。</p> <p>副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>幹事は業務執行方針を審議し、業務を掌握する。</p> <p>会計責任者・監査委員は会計を監査する。</p> <p>(追加)</p> <p>第14条 本連盟に相談役、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>相談役、顧問及び参与の委嘱について、会長は役員会の議を得て総会に報告する。</p> <p>第5章 運営</p> <p>(追加)</p> <p>第15条 本連盟を処理するための事務局を置く。</p> <p>事務局長1名、書記若干名を置き、会長が任命する。</p> <p>第16条 総会は定期総会および臨時総会として会長が招集する。</p> <p>第17条 定期総会は毎年5月に開催する。</p> <p>第18条の1 総会は構成員の3分の1が出席し、その過半数をもって議決する。可否同数のときは議長が採決する。</p>
--	--

(削除)

第7章 会計

(会費)

第24条 本連盟の経費は会費及び寄付金、その他収入をもってあてゐる。

② 盟友会費は、総会において定めた額とする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(会計年度)

第25条 本連盟の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は昭和33年12月26日設定

この改正規約は平成14年5月29日から施行する

この改正規約は平成18年5月22日から施行する

この改正規約は平成24年5月28日から施行する

この改正規約は平成29年5月22日から施行する

この改正規約は平成30年6月4日から施行する

この改正規約は令和2年5月25日から施行する

この改正規約は令和3年5月24日から施行する

この改正規約は令和4年5月23日から施行する

この改正規約は令和5年5月29日から施行する

この規約に規定していない事項については、幹事会に諮り、会長が決定する。

この改正規約は令和6年に開催する第66回定期総会から施行する。

ただし、役員選任に関する条項については、令和6年に開催する第66回定期総会の役員選任手続から適用するものとし、それまでの間は、なお、従前の例による。

第18条の2 代議員がその権限を代理人に委任することができる。ただし、委任する場合、同一分会の会員1名に限りこれを委任できる。

(追加)

(追加)

第19条 本連盟の経費は会費及び寄付金による。

(追加)

本連盟は会員から毎年会費を徴収する。

会費は毎年1人当り100円以上とし、支部連盟より毎年12月に一括納入する。

特定の会員については別途特別会費を徴収する。

第20条 本連盟の事業計画予算は総会の議決を経なければならない。

(追加)

第21条 本連盟の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は昭和33年12月26日設定

この改正規約は平成14年5月29日から施行する

この改正規約は平成18年5月22日から施行する

この改正規約は平成24年5月28日から施行する

この改正規約は平成29年5月22日から施行する

この改正規約は平成30年6月4日から施行する

この改正規約は令和2年5月25日から施行する

この改正規約は令和3年5月24日から施行する

この改正規約は令和4年5月23日から施行する

この改正規約は令和5年5月29日から施行する

(追加)

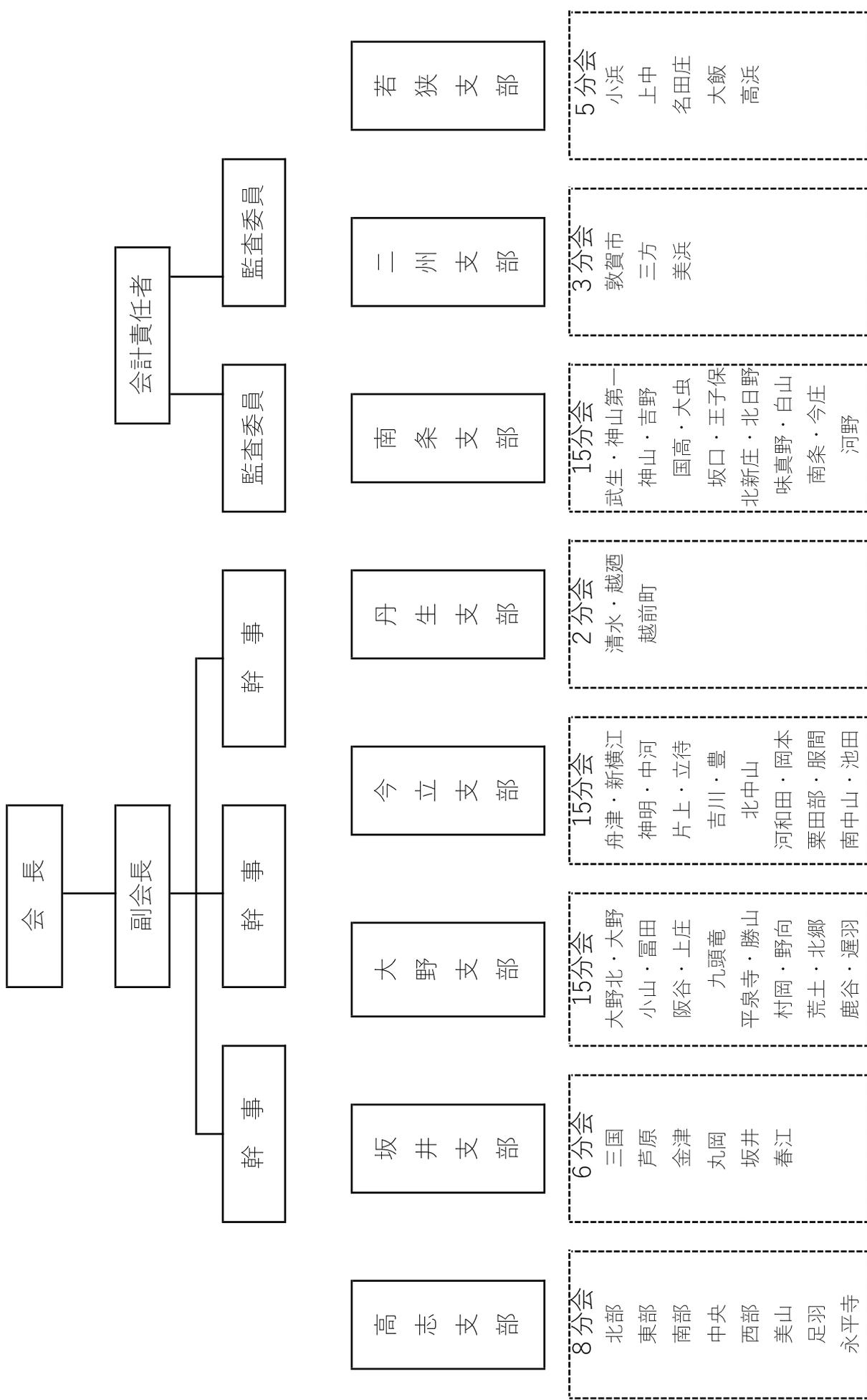
・新の第12条へ移行

・章(会計)の追加
・標題の追加
・字句修正

・新の14条へ統合
・標題の追加

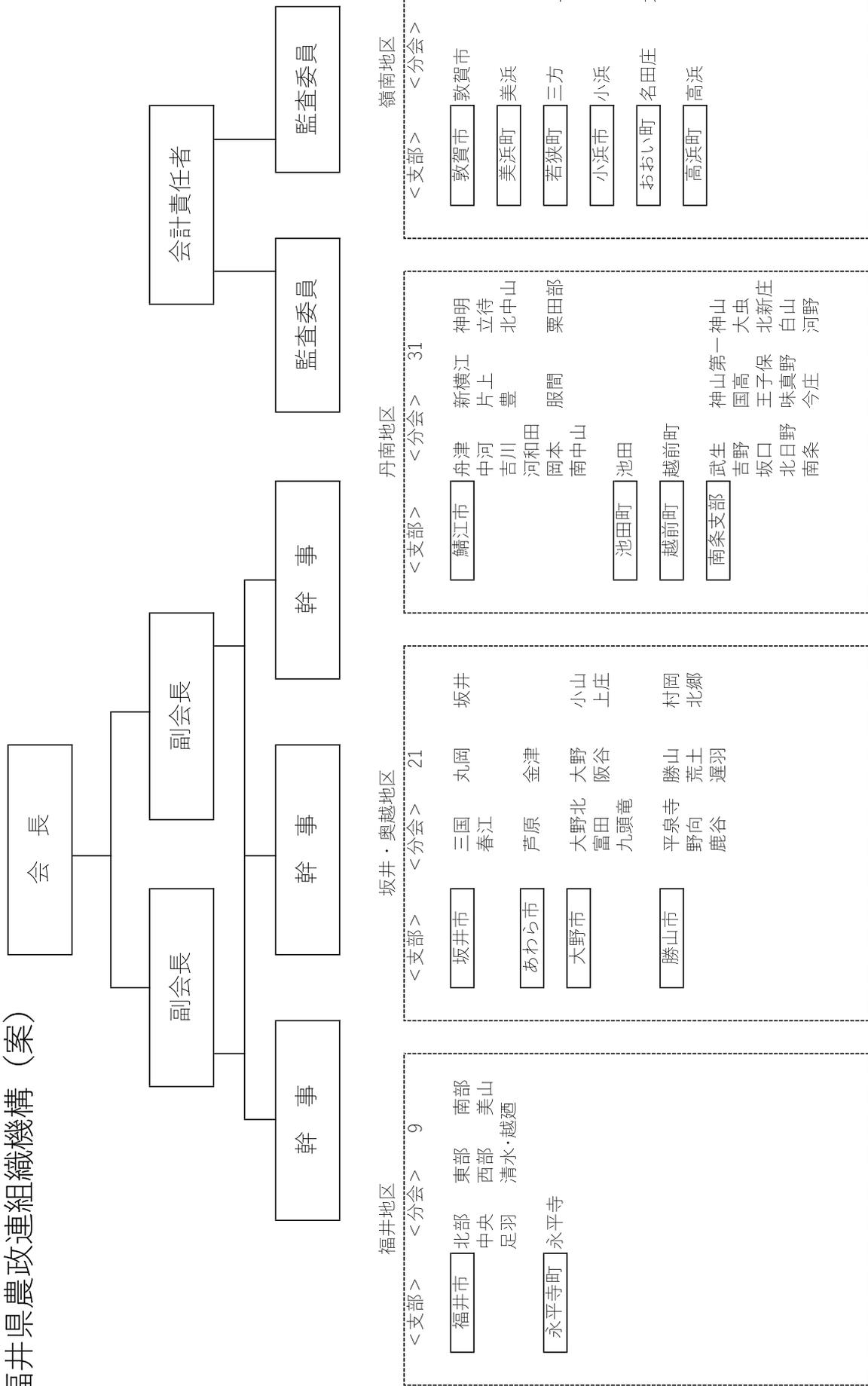
福井県農政連組織機構(旧)

【別表1】



福井県農政連組織機構（案）

【別表 1】



1. 分会毎に分会長を決定する。
2. 分会長の中から支部毎に支部長を決定する。
3. 支部長等は総会前に決定し、会長に報告しなければならない。【規約_第5条②】
4. 各地区毎に支部長の中から2名の役員候補者を会長に報告する。

福 井 県 農 政 連 役 職 員 名 列

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	
会 長	青 山 多 実 雄	顧 問	宮 田 幸 一	JA福井県五連 会長
副 会 長	齊 藤 惠 治	〃	岡 田 高 大	JA福井県五連 副会長
会 計 責 任 者	幸 池 享	〃	長 谷 川 武 彦	JA福井県五連 代表監事
監 査 委 員	黒 田 宗 雲	〃	齊 藤 雅 幸	JA福井県 代表理事組合長
〃		〃	土 本 俊 三	JA越前たけふ 〃
幹 事	小 棹 昇	〃	永 井 侯	JA県中央会 専務理事
〃	谷 口 新 悟	〃	谷 口 忠 司	JA県信連 代表理事理事長
〃	大 塚 与 四 郎	〃	新 宮 英 豊	JA県経済連 常務理事
		〃	中 嶋 弘 美	JA県厚生連 代表理事常務理事
[支部長・副支部長]		〃	岡 本 寛 紀	全共連福井県本部 本部長
高志支部 (支部長)	青 山 多 実 雄			
〃 (副)	野 田 守 之 丞			
〃 (副)	平 山 彌 利			
坂井支部 (支部長)	齊 藤 惠 治	[支部事務局長]		
〃 (副)	有 田 正 信	高 志	渡 辺 義 生	JA福井県 (福井) センター長
〃 (副)	笹 原 幸 信	坂 井	大 嶋 良	JA福井県 (坂井) センター長
大野支部 (支部長)	黒 田 宗 雲	大 野	山 崎 一 三	JA福井県 (奥越) センター長
〃 (副)	石 橋 政 光	今 立	齋 藤 淳 一	JA福井県 (丹南) センター長
今立支部 (支部長)	小 棹 昇	丹 生	廣 部 義 博	JA福井県 (丹南) センター 課長
〃 (副)	石 本 正 則	南 条	川 崎 忠 浩	JA越前たけふ 参事
丹生支部 (支部長)	谷 口 新 悟	二 州	上 塚 知 巳	JA福井県 (嶺南) センター長
〃 (副)	笠 原 義 和	若 狭	福 井 淳	JA福井県 (嶺南) センター 課長
南条支部 (支部長)	大 塚 与 四 郎			
〃 (副)	大 河 内 肇			
二州支部 (支部長代行)	呉 林 堅	[JA福井県]	斉 藤 史 憲	農業戦略部部長
〃 (副)				
若狭支部 (支部長)	幸 池 享	[JA県中央会]	小 林 英 範	農政生活部部長
〃 (副)	嶋 田 甚 一 郎	〃	新 宅 俊 之	〃 次長
県農協青壮年部会長	田 中 隆 藤			
JA 県 女 性 協 会 長	高 島 美 津 子	県 事 務 局	伊 阪 民 裕	事務局長
		〃	堅 澤 直 美	

(敬称略)

